

中小企業は2020年4月スタート！

時間外労働の上限規制と残業時間管理

- 時間外労働の上限規制の内容について知りたい。
- 36協定の締結で注意しなければならない点は？
- 残業時間の管理をどうすればいいか悩んでいる。

好評につき
追加開催決定！

2019年4月より働き方改革関連法が施行しました。年次有給休暇の年5日完全取得の義務化とともに、大きな改革の柱として「時間外労働の上限規制」があります。猶予されていた中小企業への適用が、いよいよ来年4月からスタートします。このセミナーでは、法改正の概要と36協定の締結で気をつけなければならないこと、時間外労働・休日労働の管理について解説いたします。

セミナー内容

1. 時間外労働の上限規制の概要
2. 36協定の締結で気をつけたいこと
3. 時間外労働・休日労働の管理



【講師プロフィール】
横島 洋志(よこしま ひろし)
特定社会保険労務士
茨城県生まれ。大手飲料メーカー、広告代理店などでの営業勤務を経て、平成19年に社会保険労務士の資格を取得。平成29年に特定社会保険労務士付記。

日時

令和1年12月6日(金) 14:00~15:45 (13:40開場)

会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所 セミナールーム
(JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分)

定員

15名 (先着順、1社1名様限定)
※3名に満たない場合は、開催を中止いたします。

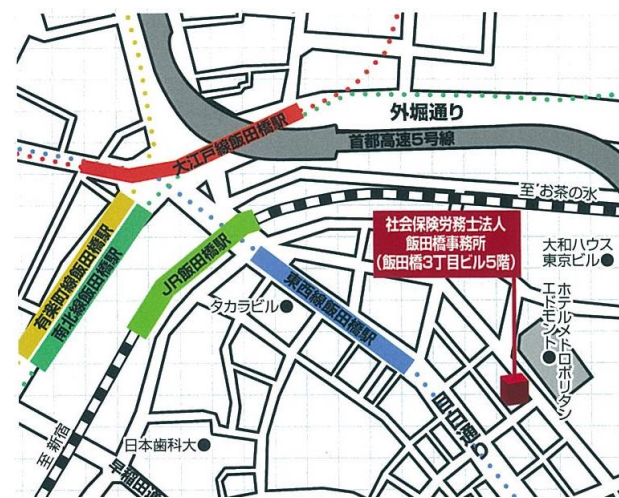
参加費

無料
※当日受付にてお名刺を頂戴いたします。

申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123(担当;土井、栖原、宮尾、横島)



申込書 FAX 03-5213-9124

フリガナ お名前		TEL	
貴社名		FAX	
ご住所	〒	E-mail	
業種		従業員数	

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F
TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 <http://www.sr-suzuki.jp/>

〔個人情報の取扱いについて〕個人情報保護管理者: 島田光英

お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。個人情報についてのお問い合わせは上記までお願いいたします。ご登録のお客様が個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去を要求される場合は、当社までご連絡下さい。

社会保険労務士 飯田橋事務所 検索